

処 分 基 準

令和 3 年 4 月 1 日作成

法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9－3）
根 拠 条 項	: 第 1 5 条第 2 項
処 分 の 概 要	: 探偵業の廃止命令
原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	: 探偵業の業務の適正化に関する法律第 3 条（欠格事由）
処 分 基 準	: 法第 3 条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第 4 条第 1 項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）には、営業の廃止を命ずることとする。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考	

別添

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準

1 公表の対象となる処分

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）に基づく処分の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる処分（以下「公表対象処分」という。）について、行うものとする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限る。

- （1）指示（法第14条）
- （2）営業停止命令（法第15条第1項）
- （3）営業廃止命令（法第15条第2項）

2 公表の方法

- （1）公表対象処分を行った場合は、別記様式により、次に掲げる方法によって、公表を行う。
 - ア 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課への備付け
 - イ 千葉県警察のホームページへの掲載
- （2）他の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った被処分者の主たる営業所の所在地が、千葉県内に所在する場合は、千葉県公安委員会は当該処分について公表するものとする。
- （3）千葉県公安委員会は公表対象処分を行った場合、他に公表を行う都道府県公安委員会があるときは、当該都道府県公安委員会に対し、公表内容の写しを送付するものとする。

3 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

別記様式

被 処 分 者	届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所等の名称及び所在地 (広告又は宣伝をする場合に使用する名称がある場合は当該名称)	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

注 1：処分内容欄には、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

2：処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。